

富士見町在宅介護人材養成研修実施要綱

(令和6年度介護職員初任者研修 学則)

富士見町在宅介護人材養成研修実施要綱

(令和6年度介護職員初任者研修)

1. 目的

地域における介護・福祉に関する諸活動を理解し、系統だった介護知識・技術の習得を図り、介護施設職員及び居宅介護支援ボランティア等を養成することを目的とする。

2. 研修の名称及び研修の方法

この研修の名称は、富士見町社会福祉協議会介護職員初任者研修とする。
研修の方法は「通信制」とする。

3. 実施主体

社会福祉法人 富士見町社会福祉協議会（以下、「本会」という）

4. 対象者

- (1) 在宅福祉の担い手になろうとする者
- (2) 福祉ボランティアを実施している者、又それらに関心のある者

5. 研修会場

富士見町社会福祉協議会 富士見町地域共生センターふらっと

6. 研修期間

令和6年7月23日（火）～令和6年10月3日（木）

7. 研修カリキュラム

長野県介護職員初任者研修カリキュラムとする。

8. 募集人員

定員19名（申込者が定員を超えた場合は、町内在住者を優先とする。）

9. 募集方法及び申込み方法

本研修の募集は、社協だより、告知放送等で行う。

申込書はチラシ記載の申込書または本会事務局から取り寄せた申込書を記入し、本会へ郵送又は持参する。

10. 申込期間

令和6年6月17日（月）～令和6年7月16日（火）厳守

11. 費用

研修参加費 22,000円、但し町外者は44,000円（共に税込、教材費含）
補講 1科目につき 1,650円（税込）

12. 使用テキスト

中央法規発行 「介護職員初任者研修テキスト第1巻・第2巻」

13. 実習施設等実習先

社会福祉法人 富士見町社会福祉協議会 ふれあいデイサービス、清泉荘デイサービス、かがやきデイサービス、ふれあい訪問介護、清泉荘訪問介護、小規模多機能居宅介護事業所「一本松の家」、24 時間定期巡回

14. 各科目の講師氏名一覧
別紙「講師一覧」のとおり。
15. 本人確認の方法
受講者には研修初日（開講式）に身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）を提示してもらい記録を残す
16. 修了評価の取扱い
修了評価は、筆記試験により 1 時間程度実施する。なお、修了評価に要する時間はカリキュラムの時間数には含まない。
修了評価は、次の基準のとおり理解度の高い順に A・B・C・D の 4 区分で評価し、C 以上が評価基準を満たしているものとする。評価基準（100 点を満点評価とする）
A=90 点以上、B=80～89 点、C=70～79 点、D=70 点未満
上記のほか、「こころとからだのしくみと生活支援技術」及び「実習」の中で、講師及び実習指導者により介護技術を習得したと評価されていること。
17. 研修を欠席した者に対する補講の実施方法、補講に係る費用等の取扱い
基本的に補講は行わないものとする。ただし、受講生がやむを得ない事情によってカリキュラムの一部を受講しなかった際には、補講を行う場合がある。補講費用は 1 科目につき 1,650 円とする。
18. 修了書の交付
指定基準に定める修了評価を満たしたものは修了書及び携帯用修了証書を修了時に交付する。
19. 科目免除の取扱い
長野県介護員養成研修指定要綱の規定のとおり取り扱う。
受講料の減免措置はなし。
20. 通信課程の教材・指導体制・指導方法・課題
教材：中央法規出版（株）テキスト 1、2
 テキストに付属の DVD
指導体制：講師は各科目担当制
指導方法：課題の添削、質疑応答、個別指導、
課題：科目ごと選択式、記述式複数取り入れた課題
21. その他
通学課程の取扱いはなし。
22. 問い合わせ・申込先
〒399-0211 諏訪郡富士見町富士見 4 6 5 4 - 1
富士見町社会福祉協議会 地域福祉課 TEL 0 2 6 6 - 7 8 - 8 9 8 6 FAX 7 8 - 8 9 2 3
E-mail : chiiki@fujimi-shakyo.jp